

平成29年第2回白石町議会定例会会議録

会議月日 平成29年3月13日（第8日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	友田香将雄	9番	吉岡英允
2番	重富邦夫	10番	片渕彰
3番	中村秀子	11番	草場祥則
4番	定松弘介	12番	井崎好信
5番	川崎一平	13番	内野さよ子
6番	前田弘次郎	14番	西山清則
7番	溝口誠	15番	溝上良夫
8番	大串武次	16番	片渕栄二郎

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	百武和義
教育長	北村喜久次	総務課長	本山隆也
企画財政課長	井崎直樹	税務課長	木下信博
住民課長	門田和昭	保健福祉課長	大串靖弘
長寿社会課長	矢川又弘	生活環境課長	門田藤信
水道課長	喜多忠則	下水道課長	堤正久
農業振興課長	鶴崎俊昭	産業創生課長	久原浩文
農村整備課長	山口弘法	建設課長	荒木安雄
会計管理者	小池武敏	学校教育課長	松尾裕哉
生涯学習課長	千布一夫	農業委員会事務局長	西山里美
収納対策専門監	川崎直		

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	吉岡正博
議事係長	中原賢一
議事係書記	峯茂子

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

13番	内野さよ子	14番	西山清則
-----	-------	-----	------

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第8号 白石町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 日程第3 議案第9号 白石町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第10号 白石町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第12号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第6 議案第13号 平成28年度白石町一般会計補正予算（第7号）
（総務部門の質疑のみ）
- 日程第7 議案第19号 平成29年度白石町一般会計予算
（総務部門の質疑のみ）

9時30分 開議

○片渕栄二郎議長

おはようございます。
これより本日の会議を開きます。

日程第1

○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、内野さよ子議員、西山清則議員の両名を指名します。

議事進行について申し上げます。

本日は、総務部門の議案を審議します。審議は、質疑、討論、採決の順で行います。なお、平成28年度一般会計補正予算及び平成29年度一般会計予算は質疑のみにとどめ、最終日に討論、採決を行います。

日程第2

○片渕栄二郎議長

日程第2、議案第8号「白石町犯罪被害者等支援条例の制定について」議題とします。

質疑ありませんか。

○片渕 彰議員

この項目の第5条です。第5条のほうをお願いします。

町は、犯罪被害者が日常生活や社会生活を円滑に営むことができるようにするため、直面する諸問題について相談に応じ、情報、助言を行うということで、その下のほうにも文言がありますが、どこの部のほうで、また専門的なことが多々あるかと思いま

すが、その辺について御説明をお願いしたいと思います。

○本山隆也総務課長

失礼いたします。

第5条関係でございます。

第2項のほうに、総合的に行うために窓口を設置するということで書かせていただいております。現在までは犯罪被害者に対する相談をする窓口というものをきちんと決めておりませんでしたところから、総合的には保健福祉課を想定しております。

そこでまず、ワンストップといいますか、相談を受けまして、そして警察関係あるいは法規関係になりますと総務課が対応して、またそちらに参ります。そして、体、心身の相談事に関しては、保健福祉課のほうで現在のところワンストップで受け付けてまして、そこで対応するような今のところ現在考えを持っております。

以上であります。

○片渕 彰議員

先ほども質問しましたが、例えば専門的なこと、例えば犯罪については警察だっけりにも相談もあるかと思いますが、そういうときの対処として、法律家を呼ぶとか、そういう相談になったらまた別問題として捉えるんでしょうか、警察のほうに行ってもらおうとか。相談の内容でしょうけど、どの辺までタッチをするもんか、その辺がわかればお願いしたいと思います。

○本山隆也総務課長

現在この制度ができたのは、県内では嬉野市が最初であります。その後この犯罪被害に関する制度の適用といいますか、実績はまだゼロ件であります。しかし、民間の団体VOISSなど、佐賀県内そういった犯罪被害に関する相談を受け付けてらっしゃるところには、いろいろ白石町でも約50件ほどの、これは延べ件数なんですけれども、そういったところには相談が実際あってはおります。でも、その程度によりますけれども、相談はあっておりますけれども、そういった支出までは至っていないというところで、今後そういった相談の専門性に関しては保健福祉課、あるいは住宅問題になりますと建設関係、そして法規関係になりますと総務課が受け付けてまして、今言われたように、弁護士への接続、警察への接続、そういったところの仲介として、あるいは情報をその方に提供する、そういった支援ということで第5条を書かせていただいているところであります。

以上であります。

○片渕栄二郎議長

ほかに質問ありませんか。

○草場祥則議員

第9条の、町は犯罪被害者等が犯罪を誘発した場合等で、犯罪被害者等の支援を行

うことが社会通念上適切ではないと認めれたときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができると思いますけど、もう少し具体的にどうなのか説明ください。

○本山隆也総務課長

第9条関係であります。

おっしゃるとおり、犯罪支援を行わないことができる場合は、非常に文言的にはおかしいといえますか、そういうふうな内容ではありますけれども、これは保険金詐欺が一番わかりやすかと思えますけれども、明らかに報酬といえますか、助成あるいは国の制度の支援、これを目的とした偽りの行為、それによる場合が一番わかりやすかと思えます。あるいは同じ血族、例えば本人とその配偶者あるいは親兄弟、そういった中で既に計画的と申しますか、そういう行為による被害を受けたことについては対象としない、支援は行いませんよというふうな内容であります。

以上であります。

○片渕栄二郎議長

ほかに。

○重富邦夫議員

この条例の第2条のところでございますけれども、第1項第1号の犯罪等、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為というところで、例えば心身に障がいがある方が何らかの理由で犯罪を犯してしまったというふうなときに、今の司法の判決を見ておきますと、無罪となる可能性が高いところがございまして、そういったときこれが無罪ならば犯罪者とはならない、そういったときどういう判断をされるのか。明らかに被害者、遺族等は心身に有害な影響を及ぼしたとした場合、こういった判断をされるのかお伺いをしたいと思います。

○本山隆也総務課長

おっしゃるとおり、犯罪に関しまして、その行為者が自己判断能力があるか、そういったところが刑法、裁判上論点になって、その判断能力がないとされた場合、それで刑量が軽くなったり、あるいは無罪になるような場合も報道等であっているところがございます。この加害者のほうの判断能力の有無に関しましては、現在まだこういったところに及ぶかというのが私は周知不足ではございますけれども、この一時的な被害者への支援という場合も含めて、そこは検証させていただきたいと思えます。例えば交通事故などにもよるんですけれども、自賠責保険などでそういった支援がある場合は、白石町で行うこの犯罪者支援の状況も少し変わってくるということもよその事例ではあっておりますので、その加害者の状態による支援制度のあり方というものも今後検討させていただきたいというのが今の段階でお答えする状況になっております。

済みません、以上です。

○重富邦夫議員

わかりました。

それでは、そういった判断をするときに、これは町独自で、条例でありますから国の判断に準ずるやり方で判断をしていくのか、町独自で判断をしていくのか、そのあたりのところはどういうふうにお考えでしょうか。

○本山隆也総務課長

おっしゃるとおり、条例ですので最終的には町のほうが執行者となることかと思えます。しかし、これにつきましては、さまざまなケース・バイ・ケースと申しますか状況がございますので、犯罪者の聞き取りは、この後規則というものがございます、規則によりまして聞き取り、そして警察への伺い、状況の照会、そういったものをしてしながら、最終的には判断は町で行うこととなります。

以上であります。

○溝上良夫議員

先ほどの関連ですけれども、第2条の第1項です、性犯罪及び準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為、そこら辺の決め事は、最終的には第10条にこの条例の施行に必要な条項は町長が別に定めるということであってありますからいいんでしょうけども、そこら辺の犯罪の種類です。

それと、第7条ですか、町は犯罪者が置かれている状況云々、最後に広報及び啓発に努めるものとする、そこら辺の広報啓発です、プライバシーの問題、そこら辺の問題と関係する条文だと私のほうは思うんですが、そこら辺の説明をお願いいたします。

○本山隆也総務課長

2点御質問があったかと思っております。

1点目は、先ほどの第2条第1項に係るこういった内容のものであるかということでございます。

犯罪と申しますのは、個人の生命、身体、財産上に及ぼす行為などを刑法などによって課される行為でございます殺人あるいは傷害等を言うものでございます、そしてここにありますように、これに準ずる行為ということになってまいります。これに準ずる行為は、ストーカー法もございますけれども、そういったストーカー行為による心へのダメージ、そしてそれによって自分がそこにおられなくなった経済的な財産上のダメージあるいは行動の制限とも申しますか、それから自由を奪われた、これが著しく害されるような行為、それからまた性的な性犯罪行為、それから虐待と申しますか、そういった刑法に準ずる行為を言うところでございます。

それから、第7条広報、啓発でございます。

これにつきましては、こういった制度につきまして、住民、町民の皆様へこういった制度への広報、啓発に努めるという意味での第7条の規定となっております。

以上であります。

○溝上良夫議員

これを施行するに当たって、さっきの第2条第1項の部分です、はっきりしてない、どこまで支援をするのかです。あのときはした、このときはしなかったという問題が出るんじゃないかなと私は心配してるんですが、そこら辺の答弁をもう一回と、さっきのところ、犯罪被害者等の支援等について、町民の理解を深めるためというふうにうたってありますけども、この意味もそういうことですか、この条例の啓発についてということですか。そこら辺がちょっとよくわからないんですけど。

それと、町内に住所を有する者です、資格者は。私が重大な事件の被害者だったら、町内に住みたくないというふうにする場合が多々あるんじゃないかなというふうでそこまで心配してるんですが、そういうときはもちろん出ないんでしょうけども、そういう形にならないような支援をしていくために、どういうふうを考えてらっしゃるのか。

○本山隆也総務課長

第2条第1項関係でございます。

犯罪の障がいの程度のどこまでを犯罪とみなしながらこの制度を適用させるかというところでございます。

これにつきましては、今後十分県内ではその状況については、実績はないとは申しましたけれども、当然条例施行に関しては、その部分をしっかり把握する必要がございますので、この適用行為につきましては、しっかり既に逐条などにつきましても示されてはおりますけれども、その適用の部分については、警察等と佐賀県警と十分協議しながら適用範囲を決定と申しますか、つかみながらこの条例を適用させていきたいと思っておりますのでございます。

2項目めの犯罪被害者等支援について、町民の皆様の理解を深めるというところでございます。

この制度につきましては、2市を除くほとんどの市町が条例を制定して、この活動支援を行っているところでございます。犯罪被害者という言葉自体もまだまだ町内には浸透していないかと思っておりますので、こういった制度の住民の理解ということで広報、啓発に努めたいと思っておりますのでございます。

3点目の町内、町外の取り扱いですけれども、基本的には引き続き町内にお住まいの方となっておりますけれども、やはり議員おっしゃるとおり、いたたまれなくなつてふるさとを出る方もいらっしゃいますので、そこら辺の部分については、先ほど申しました窓口での対応について十分お聞き取りしながら、行かれた市町との連携をとりながら、どういった支援が引き続きできるものなのか今後検討してまいりたいと思っております。

以上であります。

○友田香将雄議員

済みません、教えていただきたいんですけども、この条例の全体的な意味合いとして、要は犯罪被害者の今後の生活を全面的に支援する、そういう意味合いが強いのか

など思うんですが、ただ1つ気になるのが、よくあるのがマスメディア等での過熱な報道系、例えば片田舎のどこどこですごく特異な事件が起きたとした場合、もちろん加害者の方に対しても注目が集まるというのはあるんですが、被害者に対しても過度な注目を浴びて、一般的に言われる二次被害を受けられる被害者の方も多く、また本人以外の家族等でそういったことがある場合があります。そういうことも想定した内容はここに反映されているのかされていないのかというのを教えていただけますか。

○本山隆也総務課長

議員おっしゃいますとおり、犯罪の中でも非常に精神面にダメージを受けられることが多い犯罪等につきまして、住民さんからのそういった視線と申しますか、物を言わない影響が多々あるかと思っているところでございます。そういった意味でも、やはり住民の皆様への理解を深めるために、先ほどの広報、啓発ということで努めてまいりたいと思っているところであります。

また、この支援につきまして、なかなか市町がどこまでできるかというところではございますけれども、一時的な大体犯罪被害給付制度というものの国の制度がございまして、大きな被害につきましては、被害者の方が死亡した場合など、二千数百万円から800万円程度の支援など、国の制度もあるところではございます。しかし、この制度が確定し、支給されるまでの間、かなりの半年以上の年月を要するところで、一時的なひとまずの支援金というところの見舞金制度ということで、この大きな条例の中の占める効果としては、見舞金、支援金というところがございます。今後そういった精神的な支援、保護、そういう部分については、啓発等で十分見守っていただけるような情勢ができるように広報、啓発を行ってまいりたいと思います。

以上であります。

○友田香将雄議員

ありがとうございます。

金銭面的な支援に関しては、そういった形で進められるということで承知したところではあるんですが、特に今回の第5条に関しまして、犯罪被害者等が日常生活または社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している諸般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとするところですが、一番気にしているのがメディア等での過熱な報道、例えば最近でもあっておりますが、取材陣が家に押しかけて探られるということが大分不快に思ったりとかという負担が大きいということに関しまして、もし想定されてないのであればそこまでなんですけれども、もしそういうのも想定されて、今後支援もされているとした場合、知る権利といいますか、ほかの権利等との兼ね合いというのをどう考えられているのかなと思ってますので、ちょっと教えていただければと思います。

○本山隆也総務課長

質問がもとに戻りますけれども、先ほど住民の皆様へのそういった色眼鏡と申しま

すか、というところがございます。その部分につきましては、第4条におきまして、町民の皆様も犯罪被害者の部分につきましては十分御配慮をいただき、支援に協力するようにお願いするという部分を定めているところでございます。先ほどのメディアを通しての国民の方たちが知る権利、そしてその被害者の方の置かれている立場、その部分につきましては、国民的と申しますか全国的な取り扱いになろうかと思いませんので、ぜひメディアも常識的な部分での動き、行動、それから住民、国民の皆様もそういった人としてのバランスと申しますか、知る権利とここまでなんですよというその部分については、国の中でも十分議論され、模索されていかなければならない部分だと思っております。

以上であります。

○吉岡英允議員

1点お伺いします。

私も基本的な考えなんですけれども、一番初めに質問をされるときに、第5条関係を質問されたかと思えますけれども、そのときに役場の窓口といたしましては、保健福祉課または総務課で対応するというふうなことがございました。

そうしたところ、改めて考えてみますと、犯罪というのはある程度の刑事事件といえますか、俗に言う警察沙汰になった物件を指すものから、改めて警察沙汰にならなばってん役場に相談があった案件を、こういうふうに最終的に遺族見舞金とか傷害見舞金とかということを出されるんですけども、これはあくまでも俗に言う警察沙汰になったものに対しての見舞金の支給なのか、その前に保健福祉課、総務課に相談があって、町で把握した分の物件なのか、これはあくまでも町の条例やけんですよ、その辺を御説明お願いしたいと思います。

○本山隆也総務課長

一番大切な部分といたしましては、そういった刑法犯に抵触して相談に来られる方が多いかとは思いますが、しかし、町といたしましてはさまざまな状況で、やはりこの条例あるいは国の制度なりを住民の皆様が周知され、そこに相談に来られる場合もあるかと思えますので、さまざまなケースを想定して、まずそこに被害者と申しますか、来られた方に寄り添う、近寄っていく、そしてそれがどうなるということはその後の問題で、まずその状況をお聞きしながら、この条例に合致するものについては、刑法あるいはそういった警察と情報を交換しながら、合致しますよ、あるいは合致しない場合は、どこまで相談を住民の皆様が困ってらっしゃる部分を解決できるかという部分については、しかるべき行政機関あるいはVOISS等の支援機関、民間機関へ相談しながら、その段階で我々職員がどういった方向に行ったほうがいいのかということを警察関係機関と相談しながら、そこは支援していかなければならないと思っております。

以上であります。

○吉岡英允議員

そうしたところ、町のほうに相談が先にあった案件に対しても、またストーカー行為で突発的に犯罪に遭って、何も相談なかった事案もあります、そうしたところを全ての面に応じて、我が町の町民であったらこの条例を適用して、前後どちらが先ごっちゃかわからんですけども、適用するというふうなことで理解しとったほうがいいですか。

○本山隆也総務課長

この条例が持つ支援という部分では、十分役場のほうに来ていただいて、まずどういった内容であるかをお聞きして、そしてそれが住宅的な問題であるのか、あるいは経済的な問題であるのか、教育それから精神的なトラウマになっているとか、町の対応によって、この町でできる部分、あるいは法律相談と申しますか、弁護士の方へつなぐなどを町はやっていきますので、まず来られて、私たちといいますか町が聞くところまで進めていきたいと思っていますところでもあります。

以上です。

○前田弘次郎議員

先ほど吉岡議員の関連ですけど、今総務課長が答えられたのは、役場のほうに来られてということをおっしゃってますけれど、犯罪被害者の方にとっては、役場に来れない方もいらっしゃると思います。そういう場合は代理の方でいいのか、親でなければいけないのか、必ず本人でなければ相談ができないのか、家族の方でいいのか、その辺のことはどのようになっています。

○本山隆也総務課長

そこはどなたでもいいかと思いますが、まず来られて、そして私たちがその方に現実の確認と申しますか、状況の確認ができて、その方に私どもから赴きといいますか、行って、そこが虚偽じゃない限り困ってらっしゃる部分については対応できるのではないかというふうに思っています。まずお聞きして、その方が先ほど申しましたように支援できない場合、例えば保険金の詐欺とかそういう場合を想定しなければ、まずそこに本人様に近づけていけることは可能じゃないかと思っています。精神的な面それから経済的な面、いろんな面でお聞き取りしながら本人さんに近づいて、そこでの支援は何ができるかということは可能ではないかと思っていますので、やはり言われるように、本人がひきこもりといいますか部屋から出とうなかというのは十分に考えられるかと思っていますので、そこについては、警察との連携等を通じて情報は共有していけるものと思っています。

以上であります。

○前田弘次郎議員

先ほどどなたでもということでしたので、他人でも結構ということでは捉えとっていいですか、これは。

○本山隆也総務課長

まず、第一報というのは、やはりそういうところになってくるんじゃないかと思えます。身内の方も行きたくないとか、家族ぐるみでくしゃっとなっている場合は、親戚の方、友人の方が来られて、実はというところから始まるものかと思っております。以上であります。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○西山清則議員

いろんな多くの方から言われましたけれども、この犯罪被害者等でも大小あると思うんです、大きい被害もあれば小さい被害もありますけども、この支給額は30万円と10万円、これは大小あっても一律なのか、それともいろんなもつとほかに小さな取り決めがあるのかお伺いしたいと思います。

○本山隆也総務課長

議員おっしゃるとおり、町の制度につきましてはもうこれだけでございます。第6条に書いておりますとおり、遺族の方、犯罪をこうむられ、厳しくも本人がお亡くなりになった遺族の方に対し、当座の見舞金として30万円の1回という内容でございます。第2項につきましては、傷害を受けられた御本人様に10万円が1回でございます。30万円と申しますのは、何とか一月間を乗り切っていただくという想定で、佐賀県内、ほぼ全国的にもこの金額というのは統一と申しますか、同じ金額でございます。大小にかかわらず、この金額についてはこのようになっているところでございます。

もう一つ、国の制度によりまして、犯罪被害給付制度というものがございます。これにつきましては、被害者が死亡した場合、その遺族に関して最高額2,900万円から800万円程度、傷害の場合ですと、上限が120万円程度の国の制度もございますので、これについては、少し先ほども申しましたとおり、支給までに期間がかかる旨、町の制度により支援見舞金制度を行うものでございます。

以上であります。

○西山清則議員

大体大小かわりなく30万円と10万円ですけども、第10条に町長が別に定めるとありますので、この金額は変わらないのですか、それとも別に決めている額があれば教えていただきたいと思えますけど。

○本山隆也総務課長

議員おっしゃるとおり、この金額については、第1項30万円、第2項の10万円が以上でございます。この前のところでも申しましたけれども、町長が別に定めるものとしては、施行に関し必要な部分ということで、金額についてはこの30万円と10万円あります。

以上であります。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第8号「白石町犯罪被害者等支援条例の制定について」採決をします。

本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第3

○片渕栄二郎議長

日程第3、議案第9号「白石町個人情報保護条例の一部を改正する条例について」議題とします。

質疑ありませんか。

○内野さよ子議員

この条例の新旧対照の2の2ですけれども、2の2のラインを引いてあるところで、本来は情報照会者または情報提供者というふうになっています。そこに条例事務関係情報という言葉が両方に加えられていて詳しくなったということですが、決定後の手続上のことだと思いますが、その詳しくなった意味が少しわかりませんので、説明をお願いします。

○本山隆也総務課長

議員御質問につきまして、新旧対照表の2分の2ページ、2枚目のところの第26条の下線の部分であります。

おっしゃるとおり、詳しくなったと申しますのは、上位法であります番号法に新たに追加がなされたところでございます、上位法に追加条項ができて、その条項につきましては、条例事務関係の情報照会者、結局法規に関する仕事をしている公務員が情報が欲しい、そして、わかりました、この関係部分ですという情報の提供者、この2名につきましても特定個人情報マイナンバーの数字がある部分ですけれども、その情報の提供を求めた場合におきましても、この情報のネットワークを使って個人情報のやりとりができますという部分が新たに上位法に入ったもので、ここの部分が改正文に入ってきたというところ、個人情報保護条例の中の改正文にもここの部分で出てくるものですから、ここが入ったというところで御理解をお願いしたいところであります。

以上であります。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第9号「白石町個人情報保護条例の一部を改正する条例について」採決をします。

本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第4

○片渕栄二郎議長

日程第4、議案第10号「白石町税条例等の一部を改正する条例について」議題とします。

質疑ありませんか。

○内野さよ子議員

この白石町税条例ですけれども、軽自動車とかいろんなところで数字的に100分の幾ら、100分の幾らというふうに変わっていますが、これは予算にも出てきているようだけれども、これによる差額といいますかほどのくらいがあるのかどうかというのはもう考えていらっしゃると思いますのでお願いします。

○木下信博税務課長

ただいまの予算にどのように反映されているのかという御質問でございますけど、今回の条例改正につきましては、議案の8ページを開いていただきたいと思っておりますけど、施行期日のところですけど、附則の第1条でございます、この条例は公布の日から施行する、ただし次の各項に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するということで、今回の条例改正は特に軽自動車税とか法人税、それと個人の住民税関係の所得控除に係る条例改正でございます、実際施行となりますのが平成30年1月1日の部分と平成31年10月1日の部分ということでございますので、29年度の予算につきましては、施行前での予算ということになりますので、予算についてこれがどうなるのかということではまだ反映はしないものと考えております。

以上です。

○内野さよ子議員

さらに項目で白石町税条例のところに関係しているのかどうかわかりませんが、予算書の中で1、2とあって、2のところの部分で29年度予算についてはというのがあったように思いますが、済みません、ここを私が公布の日からというところだけ見ましたのであれですが、予算には全然今回は関係しないということですね。予算書では何か関係しているような言葉書きがあったような気がするんですけど、今回ではないんですね。またそのとき質問します、済みません。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑はございませんでしょうか。

○溝口 誠議員

この特定一般医療品等購入費を支払った場合の医療費控除のところ、これは一般の薬局から買った分の医療費控除に今回移行しますが、この控除の対象が病院で処方してもらったほうがいいのか、市販で買ったほうがいいのか微妙な構図がありまして、難しい控除です。その下にありますが、平成41年度、平成43年度、それから平成31年度から平成33年に改めるとは、ここら辺の意味を教えてくださいいいですか。

○木下信博税務課長

新旧対照表のほうの19分の12ページのほうをごらんいただきたいと思います。

まず、議員の御質問でございます中ほどの第6条は、これが特定一般用の医薬品等購入を支払った場合の医療費控除の特例ということでございまして、現行の医療費控除というのがございます。今平成28年分の確定申告の受け付けをしているところでございまして、たくさんの方がこの医療費控除の適用を受けられているところでもございます。この医療費控除は、入院費とか通院など直接医療にかかった経費が医療費控除の対象となっております、ただこの医療費控除は本人さんの所得に対して関係をしてまいります。一般的に200万円以上の所得があられる方は、10万円を超えた部分が医療費控除ということになります。今回新しく特例制度として創設された部分につきましては、セルフメディケーションという税制の中で、スイッチOTC医薬というのが対象ということになります。このスイッチOTC医薬といいますのは、要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品ということで、一般的に言う薬です、風邪薬とか鎮痛剤とか胃腸薬、便秘薬といった医薬品に対しての医療費控除ということとなっております、これを受けられるためには、まず健康診断等を行っていただくということが必要となっております。年間1万2,000円を超えた部分が医療費控除ということで、最大10万円までということで、引きますと8万8,000円が最高の医療費控除ということを受けることができます。とされています。

この医療費控除と現行の医療費控除を併用してするということができないということで、どちらか選択ということでございますので、年間の医療費の部分とこの医薬品の部分でどちらから有利なほうを選択していただくという必要が出てくると思います。

それともう一点ですけど、同じく12ページの下のほうですけど、第7条の3の2ということで、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除の期限が2年延長されたとい

うこととございます。

まず、個人町民税の部分での税額控除を受けることができます住宅借入金の税額控除の適用期間が平成41年度から43年度に、それを受け得るための居住された年の年限が平成31年が33年にということとございまして、この2年間延長されましたのは、平成31年10月施行で消費税が8%から10%になるということとなっております、それに関連するこの条例改正となっております。

以上でございます。

○片渕栄二郎議長

ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第10号「白石町税条例等の一部を改正する条例について」採決をします。

本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第5

○片渕栄二郎議長

日程第5、議案第12号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

採決をします。

本案は、人権擁護委員候補者に白石誠氏を推薦するに当たり、議会の意見を求めるものです。

お諮りします。

議会の意見として異議なしとすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって議案第12号は異議なしと答申することに決定しました。

日程第6

○片渕栄二郎議長

日程第6、議案第13号「平成28年度白石町一般会計補正予算（第7号）」の総務部門を議題とします。

これより質疑に入ります。

なお、質疑の際は、予算書の何ページ、予算説明資料の何ページとはっきりお示しください。

まず初めに、1ページ歳入20ページまでの総務部門について質疑ありませんか。

質疑ありませんか。

○内野さよ子議員

ページ3ページの寄附金のところですが、本来補正前の額から見ても、また今回の補正額から見ても、予想を上回る2億7,146万円という額になっていますけれども、これはふるさと納税だけではないと思いますが、運営については順調に進んでいるのか、今後のこともありますけれども、どのようになっているのか、その点についてお願いします。

○片渕栄二郎議長

内野議員に申し上げます。

寄附金は産業部門です。

○内野さよ子議員

寄附金はあれだけでも、内容がということですか。

○井崎直樹企画財政課長

18ページをごらんください。

今回補正しました寄附金につきましては、全額ふるさと寄附金の分でございます。

以上でございます。

○片渕栄二郎議長

ほかに。

○吉岡英允議員

予算説明資料の1ページをお願いいたします。

地域おこし協力隊推進事業で減額の404万円ですが、されてあります。それで、補正の理由を今見ようとしたところ、これは隊員を配置するとしとったですけども、空き家バンク創設のために向けた検討期間に1年間したけんが、地域協力隊員を……（「今歳入でしょう」と呼ぶ者あり）申しわけありません。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、歳出に入ります。

ページ21ページから最後の50ページまでの総務部門について質疑ありませんか。

○吉岡英允議員

先ほどは申しわけございませんでした。

また、説明書の1ページの補正の理由を私は一回説明を受けとったかもわからんですけども、なんで当初予算に地域おこし協力隊員の費用を上げとって、バンク制度の創設に向けた期間に切りかえられたか、そうけんが人件費というか協力隊員の費用が要らなくなったというふうなことをされたのか、そこら辺の経緯というか意図というかをお願いいたします。

○井崎直樹企画財政課長

当初予算におきまして、地域おこし協力隊の推進事業というのを予定を考えて予算をお願いしたところでございました。

実際空き家ということにつきましてのさまざま個々に事情がありましたということので少し整理をいたしまして、まず空き家対策というのはさまざまございます。移住定住促進からあると思いますが、今回この協力隊を見送って、まずは空き家バンクです、こちらのほうを先にどうかということでの見送りで減額になっております。29年度には空き家バンクということでの創設を優先させたいということで、地域おこし協力隊員を見送らせていただいたということでございます。

○吉岡英允議員

そうしたところ、予算外と考えたということですね。協力隊員は地域おこし協力隊員で、私は空き家等は調べてかなと思っておりますけど、全く協力隊員はバンク制度とは別物として捉えてあったと考えているところでございますね。

○井崎直樹企画財政課長

この協力隊員の業務ということで、さまざまなことが考えられます。

議員おっしゃるように、調査から把握とか、あるいは私は去年全国大会の過疎に行ったときに、奈良県は空き家のコンシェルジュというのを奈良県でお持ちです。これはどういうことかといいますと、その地域の風習の紹介とか地元の行事とかそういったこともコンシェルジュ、要は総合案内といいますかというのをされているというのを説明を受けた経緯がございます。

この地域おこし協力隊がどこまでという業務の範疇とかもございました。まずは空き家バンクではなかろうかということで、空き家バンクを優先させていただいたということでございます。

以上でございます。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議案第13号の総務部門の質疑を終わります。

日程第7

○片渕栄二郎議長

日程第7、議案第19号「平成29年度白石町一般会計予算」の総務部門を議題とします。

これより質疑に入ります。

なお、質疑の際は、予算書の何ページ、予算説明資料の何ページとはっきりお示しをください。

まず初めに、1ページから歳入43ページまでの総務部門について質疑ありませんか。

○井崎好信議員

ページ14ページでございます。

4項のたばこ税につきましてお尋ねをいたしたいというふうに思います。

たばこ税が今年度予算額として1億7,300万円、前年度が1億8,330万円ということで、1,030万円の減額というふうになっておるところかと思えます。これは、禁煙というのがブームというようなことから、今年度の3月の補正でも500万円の減額というようなことで、そういった禁煙ブームというようなことから、こういったたばこの消費が少なくなったことからだと思えます。

一応このたばこの販売につきましては、今コンビニ等が非常にふえまして、コンビニでの販売というのが大きなウエートを占めておるかというふうに思います。聞くところによりますと、コンビニの店主といいますか社長といいますか、社長の住民票が本町にない場合は、たばこ税としては収入に上がらないというふうなことを聞いておるところでもございます。その辺の状況と、町税は、例えば町民税あるいは固定資産税がどういった課税になっておるのか、まずその辺をお伺いをしたいと思えます。

○木下信博税務課長

予算書の14ページのところのたばこ税でございますけど、本年度の予算額が1億7,300万円ということで、前年対比でいたしますと1,030万円の減ということとなっております。

たばこ税につきましては、平成27年度に税制改正が行われておりまして、平成28年度分から、いわゆる旧三級品の5銘柄がありますけど、その税額については、段階的に引き上げということで増税となっておりますけど、ただいま議員の御質問のとおり、売り渡し本数というのが毎年減少をしています。それはやはり健康志向への高まりというのが要因ではないかということで私も思っているところでございます。

現在、昔はたばこはたばこ屋さんがあって、たばこ屋で直接店頭販売ということでされてますけど、今は自販機またはそれからコンビニでのたばこをお買い求めになられるという方が大半の方だと思っておりますけど、議員おっしゃいますとおり、その住所地を置くコンビニの店主さんがそのところでお買い求めになられますと、町内

の売り上げということで収入ということで上がってきているところでございます。

それと、町税の全般的なお話だったと思いますけど、今年度29年度の町税の予算計上をしております。予算書でいいますと、13ページのほうの町民税のほうから固定資産税、それと軽自動車税、たばこ税といったところが町税のところということになります。

個人住民税につきましては、毎年1月1日現在に居住をされている住所地のほうで課税となりますので、その方が本町に1月1日現在居住されていれば、本町の課税ともちろんなることとございます。固定資産におきましても、本町のところの所有地の所有者の方にこれが、これも1月1日現在の土地の所在のほうにかけますので、その方が町内に土地をお持ちであれば、固定資産はうちのほうにかかるということとなりますけど、そういったことでよろしいですか。

○井崎好信議員

そういたしますと、たばこ税も町民税も住所が町外だったらそこにしか行かん、そして固定資産だけは町内に土地建物があるから、固定資産だけが入ってくるというような説明でよろしいですね。（「そうです」と呼ぶ者あり）わかりました。

何かこれも町外の方が町内にコンビニとかを持っておって、税収が外に行くというのは腑に落ちんといえますか、そういうシステムだから仕方ないんですけども、ほとんどの人が車社会ではありますけれども、町内の方が半分以上は買っていると思うんです、そういった店も。そういう税のシステム上それしかないやろうがという、何か手だてというか町内の方が消費というか、買いよいしゃとけ、町外に税収がいくというのは、何か矛盾したところも。それはもう逆の場合もあるかもわかりませんが、その辺の改善というか町内に有する店は、町内に税収が入りますよというようなそういったお話とかそういったことはあつとらんですね。

○木下信博税務課長

一応たばこをお買い求めになる方に、私どものほうからここで買ったらいかんですよとかということは申し上げることはできないのかなということで、個人の自由といえますか、個人の考えを尊重せざるを得ないのかなというのはございますけど、町でたばこ組合さんというのがいらっしゃって、うちのほうからも補助金のほうを出しておりますけど、たばこ組合さんのほうでは公共施設への灰皿の設置とか、あと町内でたばこを買えますよといった普及活動のほうはしていただいているところでございます。

以上です。

○片渕 彰議員

歳入の3ページをお開きください。

地方交付税についてお尋ねします。

49億円の地方交付税をいただいておりますが、昨年からしたら1億5,000万円ほど下がっております。今後この1億円ぐらいのマイナスになっていくのか、全然この

1年間だけのものか、その辺をお教えいただきたいと思います。

○井崎直樹企画財政課長

地方交付税の件でございますが、合併して当分の間は3兆円分の交付税が来ておりましたが、その特例もなくなり減額になるということで予定をしておりましたけれども、当初予定した分では丸々なくなるというのが、昨今の事情では合併しても支所あたりがあつて維持費がかかっているというようなこともありまして、若干の落ち率が少なくなったというのはございます。ただ、これも国の予算によるものでございますので、こちらとしては減らないようにというのを希望していきたいと思っておりますが、なかなか国策でございます。どの程度になるかというのはかなり厳しい観測を財政担当としてはいたしているところでございます。

以上でございます。

○片瀨 彰議員

もちろん合併特例債は10年でなくなったということでありまして、それからずっと前ですけれども、資料をいただいたときに、一本算定をした場合、10年ぐらいでまた10億円近くの金額は目減りするんじゃないかと危惧するところでございますが、そういった長期的な展望に立った場合は、まだ国からの指針等はないでしょうか。

○井崎直樹企画財政課長

国のほうから今後についてははっきりした数字については、まだ至っておりません。また、説明の段階で申し上げましたように、特別交付税というのもさまざまな事情によって変動いたします。例えば災害等があったところに手厚くとかということですので、やはりそういった場合には、当然こちらのほうが落ちてくるとかといったところもございますので、はっきりした数字等はつかめてはおりませんが、国としての昨今を見ますと、交付税額満額支給にならずに、臨時財政特例債で補填しますとかというような交付税特別会計の中では、試算上臨時対策交付金で借りなさいといった措置になっているようでございます。

以上でございます。

○片瀨栄二郎議長

ほかにございませんでしょうか。

○溝上良夫議員

34ページ、財産売払収入です。

町有地売払収入1,740万円、その下の立木売払収入252万円、町有地の場所と広さ、単価は、立木も一緒だと思いますけれども、その2つの説明をお願いいたします。

○片瀨栄二郎議長

暫時休憩します。

10時43分 休憩

11時00分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。

○井崎直樹企画財政課長

休憩前に溝上議員から質問がありました、34ページの土地の売払収入1,740万円、こちらにつきましては、建設課のゆうあい館北側道路の県道用地売却700平米分でございます。産業建設常任委員会所管となります。

次に、その下の生産物売払、立木売払収入252万円でございますが、こちらは川津地区上流の町有林の間伐材、間伐材と申しましてもある程度生育しておりますので、売り払えるということで、こちらの所管は農村整備課になります。

以上でございます。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○西山清則議員

11ページですけれども、町債が18億円になっております。今年度の予算は、昨年度に比べて当初予算は12億円ほど多くなっておりますので、14億円ぐらいになっておりますので、説明があったと思いますけれども、町債だけがふえた分が今年度当初予算が大きくなったのかなと思っております。その町債の詳しい説明をお願いしたいと思っております。

○井崎直樹企画財政課長

町債のことで大きく伸びた要因でございますが、町債につきましては、合併特例債と過疎債等がございます、大きなものとしまして。合併特例債の中におきまして、基金を積むための借入れができる制度がございます。この基金借入れにつきまして、一度借入れは行っておりましたが、まだ余力があったと。その限度額ぎりぎりまで借入れたいということで、今回記起債を上げたものでございます。基金の総額といたしましては7億8,000万円振興基金に積み立てるものでございます。その財源としまして、7億8,000万円の95%相当分の7億4,100万円を合併特例債で借入れ、残り5%の一般財源をつけまして、基金に積んでいるものでございます。

以上でございます。

○西山清則議員

そうしたら、この34ページの物品売払収入がありますけれども、この文化財民俗等売払収入が2,000円上がってますけれども、どういったものがあるのかお聞きしたいと思っております。

○片渕栄二郎議長

西山議員に申し上げます。
この件については、文厚部門ですので。

○西山清則議員

済みません。

○井崎好信議員

地方債等の町債ですか。

○片渕栄二郎議長

ページをお願いします。

○井崎好信議員

10ページで関連でございます。

地方債等は、なるべく安い金利で借り入れるというのがまず原則だというように思いますけれども、今現在あります基金です、基金等の運用や余裕金といいますか、余裕金の運用はどのようにして、借り入れはなるべく安い金利で借り入れて、そしてまた運用は、なるべく収益が出るような運用の仕方がベターかと思いますが、そういったこの運用をどのようにされておられるのか、その辺をお尋ねをいたします。

○小池武敏会計管理者

失礼します。

基金の運用についてということでございますけれども、現在基金につきましては、残高が95億円程度となっております。国債のほうが利率が安いというふうなことから、現在は1年物の定期での運用という形で運用いたしております。できるだけ高収益を上げるというふうなことから、入札等も行っていきたくは思っております。

以上でございます。

○井崎好信議員

国債が安いというようなことから、1年の定期というようなことではございますが、入札というのは、民間の銀行とといいますか金融機関ということで理解してよろしいですか。

○小池武敏会計管理者

一応新規の積み立て等につきましては、町内の金融機関がございまして、そこら辺から見積もりをいただいて、そういった入札というような形でもとりたいというふうには考えております。収益の確保という面で今後検討していきたくはというふうには考えております。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○内野さよ子議員

先ほど基金のことをおっしゃいましたが、白石町の振興基金のほうに7億8,000万円ほど繰り入れたいということでありました。毎年5億4,000万円ぐらいの財政調整積立基金として繰り入れがなされていますが、これも25億円ぐらいの残金の現在で、白石町振興基金というのもこれから必要な基金ではありますが、分散したほうがよくないかなと一瞬思いました。財政積立基金も五、六年したら破綻をしてくるのかなと思いますので、その辺の説明をお願いします。

○井崎直樹企画財政課長

今回借り入れます合併特例債につきましては、振興基金に積みなさいというのが条件でございますので、確かにおっしゃるように財政調整基金です、ことしも当初予算を5億6,000万円ほど崩しておりまして、昨年も崩した額の満額の充当ができないしております。非常に厳しい財政運営となっておりますが、今回の起債につきましてはそういった条件がございますので、振興基金へ積み立てるといふものでございます。

以上でございます。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○友田香将雄議員

済みません、関連質問ではあるんですが、先ほどの10ページの地方債に関してです。過疎対策事業や合併特例事業に関しては、用途等が綿密に決められていて、いろいろな用途があるかと思うんですが、臨時財政対策債です、こちらのほうに関しては、済みません、私も認識が違ってたら済みません。財政的に厳しいところがあるので、その補填金としてこちらのほうを使われてるといふことの認識で大丈夫なんでしょうか。

○井崎直樹企画財政課長

臨時財政対策債というのを借り入れておりますが、これにつきましては、国の地方交付税特別会計というのがございます。国の地方交付税特別会計の財源は、交付税と申しますのは、まずもってその町の人口とか面積とか、あらゆる要件を組み入れて市町村に交付されるものでございます。町村によっては不交付団体、国が算定するよりも税収が大きいという不交付団体がございますが、白石町の場合は基準財政収入額、税収とかを引いて、基準財政需要額を引いた残りが足りないということで交付税をいただいております。その計算した交付税が国のほうの財源が不足したということで、地方交付税として交付すべき財源が不足した場合に地方交付税の交付金を減らしまして、その穴埋めとして借りなさいと、お金をです、それで代替えしますと。ただ、こ

れを借りますと100%国から後から交付税に算入しますということで、結果的には市町村持ち出しはありませんよというのが臨時財政対策債でございます。

以上でございます。

○友田香将雄議員

ということは、こちらの金額がふえていけばいくほど、国の財政自体も大分逼迫はしているので、厳しい中で一時的に借りてくださいというところじゃないかなと思うんですが、今後この収入と収支との兼ね合いの中で出ていく分が多いというところでの対応になってくるかとは思いますが、今後の見通しとしては、どんどんどん国ないし、またこういった地方債としてお願いしていかざるを得ない状況になってくるのかなと思うんですが、そのあたりの見通しとしてはどのような形でなってるんですか、来年度、再来年度としてはもっと多くなっていく方向なのかなというところかもしわかれば教えていただきたいなど。

○井崎直樹企画財政課長

これにつきましては、国の特別会計のことでございます。国のほうもさまざまな施策等をされております。そういった中での財源確保ということにつきまして、町のほうで見込みというのは立たないところでございますが、新聞等の情報によりますと、かなり財源不足というのは国のほうでも言われているようでございますので、臨時対策債につきましても、今後も続く可能性もあるかとは思っておりますが、先ほど申しましたように、この借金につきましては、後もって交付税の中で償還分についての補填をなしていただくということで、そういう対策をしていただいているということで御理解いただきたいと思っております。

○内野さよ子議員

先ほど私が質問した白石町の振興基金のほうへという条件があったということですが、この36ページを見ますと、今回廃目となっているのはなぜですか、わかっているのか、なぜ廃目としてあるのか、済みません、35ページまででした。36ページの振興基金繰入金も廃目となっていますが、済みません。

○井崎直樹企画財政課長

昨年は振興基金から繰り入れさせていただいております。ですから、17年だったと思います、借りた10億円から1億4,000万円繰り入れておりますが、今回は繰り入れはありません、基金に積みますということでございます。収入の繰入金は廃目しましたが、基金に積む歳出25節の積立金は予算がありますということでございます。

以上でございます。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

歳出に入ります。

ページ数44ページの議会費から55ページの行財政事務改善費まで。

○溝上良夫議員

予算書50ページ。

まず、ストレスチェックの委託料54万円、前年度予算36万3,000円、増額になった理由と実施の時期、それとその上の職員採用試験委託料26万円、前年度が職員採用2次試験委託料17万3,000円、もう一つ下のほう職員採用統一1次試験負担金20万7,000円、前年度職員採用統一試験負担金6万6,000円が3倍になった理由です。

○本山隆也総務課長

50ページ、総務管理費一般管理費の委託料、ストレスチェックの委託料54万円であります。

ストレスチェックにつきましては、28年度から実施しておるところでございます。

これにつきましては、国の施策として、職員に関して健康診断と同じ考え方でストレスチェックを行うということで現在行いまして、全職員アンケートをとり、その状況についてチェックを行っているところでございます。義務ということで、これまで以上の最低1回以上必要ということで、現在増額ということでお願いしているところでございます。

職員の採用につきましては、退職7名に対して、現在の人員体制、社会経験者の採用も含めて12名の採用ということで大変伸びているところでございますけれども、この現体制の業務に対する手だてと申しますか、そのの部分につきましては、緩やかな減員ということで、現在同数の採用ではなくて、適正定員数も考えながらというところで増員になったところではございます。この試験の委託料につきましても、採用の日数がこれまでの日数よりも2次試験の日数が延びました関係上、この試験官にかかる費用も増額となっているところでございます。

以上であります。

○溝上良夫議員

まず、職員採用2次試験です。これは、今年度じゃなくて、来年度の予算ですよ。来年度に関しては、人員がふえたから増額になるわけですか。それと、1次試験です、20万7,000円、今年度は6万6,000円で済んでるんですけども、来年度は20万円かかるという理由です。あともう一つ、ストレスチェックの増額の理由です。

○本山隆也総務課長

28年度といたしまして、29年度の採用職員に関しての退職者に対する増加ということで対応したのを受けて、新年度に向け、さらに試験日についても少し余裕日をつけたく、2次試験の試験官等につきますその費用についても謝礼についても、このようにさせていただいたところあります。

1次試験の分につきましては、県のほうで統一試験というふうになっておりますの

で、その負担金ということで御理解願いたいと思います。（「3倍になってる。前年度28年度6万6,000円から20万7,000円になった理由」と呼ぶ者あり）1次試験につきましては、1人教養試験におきまして1,296円、また1次試験の適性検査については2,160円という単価がございます。それによります増員と申しますか、多くの皆さんをまだ1次試験で審査したいというところで、現在のところ60名の予算ということで、増員による増額というふうに考えておるところであります。

以上であります。

失礼しました、続きまして答弁させていただきます。

ストレスチェックにつきましても、これまでの単価で申しますと1,200円でございます。それに伴います基礎の数字が28年度分についてよりも29年度の予算として、ストレスチェックに関しても、単価29年度予算は1,200円と申しましたけれども、28年度は1,000円、単価につきまして増額したものでございます。回数につきましては450ということの予算でございます。

また、先ほども申しましたとおり、1次試験に関しても受験者の見込み数をふやした関係上、増額ということになっているところでございます。

申しわけありません、以上であります。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑。

○西山清則議員

49ページの報償費ですけれども、メンタルケアの相談員の謝金ですけれども、これはどういう方をお願いして、それで28年度は何名ほど相談を受けたのかお伺いしたいと思います。

○本山隆也総務課長

メンタルケアの事業でございます。

これにつきましては、対象者は職員でございます。職員の精神の保健に関すること、保健を保つために隔月に1回、半日程度をこれに当てているところでございます。先生につきましては、臨床心理士の方を招聘いたしまして、対面と申しますか、部屋でカウンセリングをしていただくところでございます。ほぼ予算的には10回程度の回数と申しますか、予定しているところでございますけれども、特にこれを超えるような相談は職員の間ではあっておりません、その予算内で、もし少ないようであれば、こちらから進んで管理職あたりに上下関係あるいは係長あたりにそういったございませんかというところで働きをかけるようなところまでいきますので、大きな心的のところがあるとは現在のところ思っていない、この予算内で済んでいるところでございます。

以上であります。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○井崎好信議員

ページは46ページでございます。

2款の総務費で区分の報酬で、特別職の報酬と審議会委員報酬が計上されておるわけでございます。最近この特別報酬審議会の委員会が開かれてなかったというふうに思いますけれども、今年度そういった計画があるのか、委員会を開催する計画があるのかお尋ねをいたします。

○本山隆也総務課長

特別職の皆様に対する報酬ではございますけれども、前回11月臨時議会に関しましても、国の人勧及び県の人勧実施に関する制度に基づきまして、報酬等の改定をなさせて、議決をいただいたところではございます。これにつきましては、通常人勧に伴う改定に伴いましては、特に報酬審議会等を行わずに、直接議会の皆様に提案いたしまして、議決を行うスタイルを申し上げているところでございます。現在のところ、この特別報酬審議会に関しては開催の予定はございません。状況を見ながら、事務局また庁内の状況を伺いながら、必要がある場合には開催というふうになりますけれども、現在のところ開催の予定はないということをお願いしたいと思っております。

以上であります。

○井崎好信議員

答弁によりますと開催する予定はないというふうなことでございますけれども、今回選挙開催がございまして、2名の削減というふうな形で議会のほうも削減をしたところかと思っておりますけれども、私は上げる上げないは別として、こういった審議会1期ごとといいますか、特に削減した中で、広くこういう審議会の意見を聞くのも私はいいかと思っておりますけれども、その辺町長はどういったお考えでしょうか。

○田島健一町長

特別職報酬等審議会委員の報酬を今議会で計上させていただいておりますけれども、今議員から言われましたように、最近首長にしろ地方議員にしろ、昨日の新聞にも書いてありましたけれども、いろいろと問題ありじゃないかというようなことが書いてございました。そういったことから、今回皆さん改選された年でございます、そういった4年に1回ぐらいは少なくともやる必要もあるんじゃないかなというふうにも思うところでございます。先ほど総務課長が一応やる予定はないような言い方を答弁いたしましたけれども、予算で計上している以上は何らかの検討はせにやいかんと私は思っております。そういったことから、審議会を開く前にいろんな方の御意見等をお聞きしながら検討してまいりたいというふうに思います。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようでございますので、ページ数56ページの企画総務費から60ページの地域づくり推進費の積立金まで、ただし地域おこし協力隊、ふるさと応援、道の駅及び白石農業塾関係は除きます。

○川崎一平議員

説明資料の4ページ、婚活サポート事業です。

その中で、イベント手数料ということで10万円計上されておりますが、イベントの中身はどういったものをされようとしているのかが1つと、もう一つ次の5ページ、空き家バンク事業の中で委託料で150万円、白石町ホームページ空き家バンクサイト制作委託料、今の白石町のホームページの中に空き家バンクの部分をつくっていく、その部分で制作費に150万円が計上されておりますけれども、どういった会社に頼まれて、150万円というのがちょっと高額だなと思って、その辺をお聞きしたいと思っております。

○井崎直樹企画財政課長

まず、婚活サポートのイベントの手数料10万円でございますが、新年度におきましての実施予定としては今のところありませんが、今後婚活サポーターの方の御意見を聞きながら、何らかの形で開く必要があるかなということでの予算計上ということをお願いをしているところでございます。

続きまして、空き家バンクのホームページでございますが、バンクサイトの作成委託につきましては、まだはっきりどういった形が一番いいかというのは決めかねております。地元の取引の業者の皆さんとお話をしながら、町のホームページと別にするか、それともホームページに上げるか、それぞれいろんなやり方があると思いますが、この150万円につきましては、視察等に行きました市町村の例によりまして最高額ということで予算をまずいただいて、どういった載せ方が、やはり優劣があると思っておりますので、そこを検討しながら、予算の範囲内でホームページのあり方についても検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○川崎一平議員

5ページの空き家バンクのホームページの作成費用に関してはわかりました。

4ページの婚活サポート事業のイベントに関してですけれども、これまでの婚活サポーター事業の中で、私の聞く範囲ではイベントで集団的な出会いというのが今まで聞いたことがなかったんですけれども、今までのお見合いと申しますか出会う方法と若干流れが変わっていくのじゃないかなというふうに思っておりますけれども、その辺は今までの事例を踏まえて、いかがな感じでしょうか。

○井崎直樹企画財政課長

イベントにつきましては、町直接じゃなくて、JAの方の青年部の方とかがパーティーを開かれた、それに対して県からの補助金とかをとって実施していただいたとい

うのはございます。サポーターの方の御意見ですと、なかなかイベントは苦手にされてる方も多い、なかなかお話が進まない、一人一人の後押しもよくないかということで、28年度につきましては、イベントというよりも出会い、サポーター間の情報交換等々をしてきたところでございます。ただ、イベントサポーター方の御意見とか、やはり毎月集まっていたいただいて御協議いただいておりますので、そういったことに対応できるようにということでの予算計上とさせていただいております。

○吉岡英允議員

説明資料の3ページをお願いいたします。

説明資料の3ページですけれども、地域づくり推進費というふうなことで、コミュニティタクシーの運行事業をされておりますけれども、その財源内訳を見ていただきたいと思います。

財源内訳といたしまして、地方債が1,500万円、一般財源で町の持ち出し分が164万4,000円というふうなことで財源がしてありますけれども、私はその事業じゃなくて、財源についてお伺いをしますけれども、これはあくまでも推進費でありまして、コミュニティタクシー運行事業の補助というふうな形ではないと思います。そうしたところ、これはタクシーを利用されたところの運行賃金というか、1回300円ないし200円なりの乗車賃を払っての運行をされます。そうしたところ、ここに賃金の利用料金をその他で上げると私はおかしいんじゃないかなと思います。そうしたところ、歳入のを見ようとしたところ、コミュニティタクシー事業で歳入のほうに上がっとらんごたすっけんですよ、その説明をお願いいたします。

○井崎直樹企画財政課長

コミュニティタクシーの運行につきましての本人さん負担分というふうに理解しておりますが、本人さんが乗られたら、そのタクシーのほうに200円、300円をお支払いしていただくということで、タクシーいこカーのほうからは、町のほうに実績数字を上げていただきまして、その分を補助金という格好で支出をしておりますので、個人の負担金の分がこちらに上がってきていないということになっております。

以上でございます。

○溝口 誠議員

説明資料の5ページ、川崎議員と同じく白石町ホームページ空き家バンクサイト、この部分ですけれども、この白石町空き家バンクを創設するというところでされるわけですが、まずはこの空き家バンクを創設することが最初じゃないでしょうか。そして、ホームページをつくると言いましたが、このホームページの中身が問題だと思います。これは一気に両方ともやるというのはなかなか厳しいんじゃないか、まずは空き家バンクを創設した検討会がありますので、そこを充実した後にホームページのバンクサイトの制作に取りかかるという段取りをして、できたはいいけど、中身が伴わないと、150万円もかけてしますので、そこら辺はしっかり御検討されると思いますけれども、いかがでしょうか。

○井崎直樹企画財政課長

空き家バンクの検討委員の方々の御意見を聞きながら、そういったホームページをつくりたいというふうに考えております。さまざまな市町村で空き家に対する空き家バンクと申しますか物件紹介のコーナーがございます。その中では間取りであるとか、あるいは地図をクリックすると場所の表示であるとか、それとももっと単純に空き家の外見写真だけを載せてとかさまざまなホームページがございますので、この検討会の中で、白石町としてどういうものがあるのか、先ほども申し上げましたが、150万円満額かかるのか、それとも物件紹介だけでいいのかというのを検討会の中で十分検討いただいた中で、当然町のホームページに載せるにしても、セキュリティーというのがございますので、セキュリティー対策にのっとった上でつくってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○前田弘次郎議員

説明資料4ページです。

報償費の婚活サポート謝礼の分と引き合わせ実費弁償分ですか、先日サポーターの方からお聞きしたら、結構電話料金がかかる、いろいろその方と打ち合わせをするのに電話料金がかかる、その分はここに大体入れた分で計算されてるんでしょうか、電話料金の分まで。

○井崎直樹企画財政課長

婚活サポーターの謝金としましては2,000円の12箇月と、その下のお尋ねの1万円の分だと思いますが、1万円につきましては、商品券を年度当初にお渡ししております。確かに電話代とか喫茶店で引き合わせたりとかといった経費がかかると思いますが、実費弁償と書いておりますけれども、この金額が上限ということで、ボランティアでしていただいているのが実情でございます。それぞれの会わせ方によって、かかる経費もそれぞれだと思いますが、町のほうとしましては、この謝金としての商品券の支給ということで御了解をいただいて、サポーターとして活動をいただいていると考えております。

以上でございます。

○片渕栄二郎議長

ほかに。

○内野さよ子議員

ページ56ページの空き家バンクについてですけれども、説明資料の5ページの中にもいろいろ書いてあります。その中を見ますと、事業の内容として、建物業者との検討会議みたいなものをされる予定になってます。4人ということになっていきますので、そういう業者さんだけなのか、その点もありますが、またホームページを開設される

ということで、今年度にそういう方の御意見を聞きながら開設をされるのかなと思いますが、宅地建物業者の方たちの持っていらっしゃるこれまでの実績とかいろいろなものが家屋があると思いますが、例えばそんなときでもこういうところが不足しているので、こういうものがあればもっといい、住みやすくなるのではないだろうかという御意見等もかなりあるのかなと思います。実際宅地を紹介していただいて聞いてみますと、トイレがやっぱり水洗ではないとかいろいろな条件があると思うんです。そういう方たちだけの御意見でいいのか、あとは業者さんだけじゃなくて、ほかにも入られるのかということと、それに関して改善しないと住めないねというようなことがあった場合、補助金等、町なんかでも例えば改修費用の20%、30%とかそういう項目もあってこそ、このホームページの内容が生きてくるのかなと思いますので、その点について1つお願いします。

それから、同じページの56ページですが、まち・ひと・しごと創生推進会議の報償費で、もうそろそろ2年経過をしましたので、評価ということでK P I の評価をされるのかなというふうに思っています。もし評価だとしたら、その内容等について、どのように進められていくのか、その点2点お願いします。

○井崎直樹企画財政課長

まず、空き家バンクのほうからお答えしたいと思います。

空き家バンクについての先ほどここに書いてございます宅地建物取引業者の方との協議を進めているというのが、私どもはよく知らない取引法というのがございまして、必要なものを載せなければならない内容であるとか、そういったものの制約があるようでございます。そういう御意見も伺いながらと考えておりますし、どういった情報をここに上げるのか、余り一遍に載せますと非常にごちゃごちゃしたホームページになる場合もございますので、既にそういう営業と申しますか、されてる方々の御意見を聞きながら役割分担と。町のほうとしましては、一から十まで空き家対策する予定にはしておりません、やはり専門性というのがございます。その我々がない知識の分は、この宅地建物取引業者の方々のほうに最終的には引き継いでいかなければいけないのではないかと考えておりますので、そういうところをホームページの中に生かしていきたいと考えております。

また、議員おっしゃるような定住促進という意味合いも含めての補助金、これにつきましては28年に数回お話をさせていただく中で絶対要するという宅地建物取引業者の方の御意見もいただいております。どこまでできるかというのもございますので、そういうところも含めて、制度も新しくつくらないといけない部分もあるかと思っております。町のできる部分、宅地建物取引業者さんができる部分等々を煮詰めながら進めてまいりたいと思っております。

空き家のほうは以上でございます。

次に、まち・ひと・しごとの創生推進会議のほうでございますが、昨年も1回開催を既にしております。事業の進捗状況は確かにごもっともなことでございます。進捗しているもの、まだ未着手のものさまざまございますが、そういったことも報告しながら進めていかなければならないと考えております。

以上でございます。

○内野さよ子議員

空き家バンクのことについてはわかりました。今後に生かしてほしいと思いますが、まち・ひと・しごと創生推進会議については、やはりもう2年ぐらい経過をしているので、評価というかそんなところをしていかないといけないと思います。K P Iの中でそういうふうやっていくということが盛り込まれていたと思いますので、その点について、どういうやり方でいかれるのかなということで質問しましたので、内容についてもう少し詳しくお願いします。

○井崎直樹企画財政課長

28年度当初に、その前の年の実績のために全課というか関係する課を呼びまして、それぞれの計画担当部署をはっきり明記した上で、進捗状況等を聞き取ったところでございます。もう既に実施できている部分あるいは今後というところで、一度に全部というわけにはなかなかまいらない予算規模でもなっていくところもございまして、そういったところのヒアリングをしながら、ことしの重点事業については、町長の方針にもありましたように、がばいよかとか発信事業とか、そういった事業については取り組んでいく、一度に全部というのはなかなか難しゅうございますけれども、取り組みの方向性について、担当課のヒアリング等を行いながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑。

○溝上良夫議員

予算書の57ページと58ページです。

まず、一番下の婚活サポーター傷害保険料です。

これに関しては、気がつく分を見てみると、所管外かもしれませんが、交通指導員とかスポーツ指導員の傷害保険は予算書には上がってないですけど、この婚活サポーターの傷害保険だけこういうふうに計上されております。それと、前年度から23人になって、1人5,000円分で11万5,000円ということですけども、ちなみに前年は12万5,000円かかってます、保険料が違ったのかどうかです。

それと、58ページ、委託料です。全国過疎シンポジウムレセプションの委託料、この内容説明、その2件をお願いします。

○井崎直樹企画財政課長

まず、婚活サポーターの傷害保険でございます。

これにつきましては、婚活サポーターの方はボランティアで活動していただいている中で、ちょっと昨年の単価の控えを私が持ちませんが、5,000円の23名分で予算を

お願いしております。また、交通指導員さんの件ですが、63ページ、12役務費に傷害保険料15万9,000円というのがございまして、私は所管外でございまして、多分保険を掛けられているかと思っております。

それと、全国過疎シンポジウムでございまして、全国過疎シンポジウムにつきましては、平成29年度は佐賀県で開催されます。10月19日全体会がございまして、20日に白石町も分科会の開催町となっております。その関係で経費につきましては、おおむね過疎協議会のほうで対応いただけるものだと思いますが、そのほかにも昨年奈良県で行われました大会におきましては、レセプションで地元製品の出品とかがございまして、奈良県の場合は議員さん方の出席もレセプションであったようでございまして、また文化財での参加もいただいているようでございまして、ことし10月20日は白石町ふれあい郷を今予定しておりますが、そのほうで全国過疎シンポジウム分科会を開く予定にしております。今県のほうと会議をしながら、内容についての進めを図っているところでございまして、その段階になりましたら、議員の皆様方の御協力もいただければならない場合があると思っておりますので、どうぞ御協力方よろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございまして。

○溝上良夫議員

申しわけないですが、傷害保険に関してどこまで、結局傷害保険というのは、会議の場所に来るために事故とか何とかですよ。先ほど交通指導員さんとかスポーツの指導員さん、あといろいろあります、そういう決め事は、そういう委託というか委員会あたりは、どこまで傷害保険を掛けるのか、どこまでの組織にかけるのか、取り決め事があれば。

○井崎直樹企画財政課長

議員おっしゃるように、それぞれの委員さん方の保険について詳細に対比をした経緯はございませんが、活動内容によって、通勤途中であったり活動途中ということでの保険ということをしているところでございまして、地元行事につきましては、自治会保険とかそれぞれさまざまな保険がございまして、担当担当の判断もあるかと思っておりますが、保険の比較については今手元に資料を持ち合わせておりませんが、また協議についても統一というのはなかなか今していないところでございまして。

以上でございまして。

後で詳細については報告させていただきます。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようでございまして、ページ数60ページの広報広聴費から65ページの税務総務費の前まで。

○友田香将雄議員

先ほどは失礼しました。

がばいよかとか発信事業、60ページのものに関してなんですけども、PR名刺用デザイン等作成業務委託ということなんですけども、こちらの概要を教えてくださいませんか。

○本山隆也総務課長

がばいよかとか発信事業におきますPR名刺のデザイン等作成業務委託です。

これにつきましては、説明資料の1ページ目に掲載させていただいているところではございますけれども、趣旨としましては、白石町の職員が白石町のPRの大使となると申しますか、どんどん進んで白石町をPRするために、自分の意識としてきちんと名刺を、管理職等になりますと自分でも名刺を持って外部との折衝事が多いわけではございますけれども、一般の職員においても、名刺を持つことにより町をより意識し、町をPRしやすくするために名刺をつくるというのが一つの趣旨でございます。また、これにつきましては、内容につきましては、町のほうでどういうふうな内容でこのデザインなどを作成する、また町でどこまでして、外部の方、業者の方でどこまでお願いするかということは、まだ詳しくは決めておりませんが、そのような内容で今のところは職員を対象といたしまして、町のPR大使となってもらおうというところをこの事業に取り組むところでございます。

以上であります。

○友田香将雄議員

そしたら、私のイメージとしては、先日県のほうでされていたノリの名刺をこの間つくられたんですけども、ああいったイメージかなと思ったら、それではなくて職員の方自身が今後いろんなところで使われるための名刺をつくれるということだったんですけども、そうしたらデザイン等作成業務ということなので、今回はまずはデザインだけやっていく、作成までは進まずに、デザインをつくるというところでの費用というふうに考えてよろしいのでしょうか。

○本山隆也総務課長

これにつきましては、デザイン及び作成までということで、きちんと成果品を完成させまして、職員に何枚持たせるあるいはまた負担をどうするというところはございますけれども、完成形の名刺を持ちまして、町内外に発信していこうという事業であります。

以上であります。

○西山清則議員

60ページですけども、広報「白石」作成委託料は、昨年途中で委託先が変わったと思いますけれども、昨年度から比べれば80万円ほど上がっておりますけれども、内容をもっと充実されたことにするために上がったのか、その辺を伺いたいと思います

けど。

○本山隆也総務課長

議員御承知のように、以前委託契約を結んでおりました印刷業者の方が結構お安くさせていただいたのもので、もうこれはどうだろうかというところまでお安かったもので、これが通常の状態に戻ったようなあれじゃないかと思うんですけども、そういうことはあれですけども、通常よりも金額的には伸びておりますけれども、さらに内容につきましても充実させて、町の広報に努めるところでございます。

以上であります。

○西山清則議員

今度新しくまた入札があると思いますけど、その辺が昨年と比べてかなり上がる可能性があると思いますけども、その辺をしっかりとよろしく願います。

○片渕栄二郎議長

暫時休憩いたします。

11時59分 休憩

13時15分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。

午前に引き続き、ページ数60ページの広報広聴費から65ページの税務総務費の前まで。

○井崎直樹企画財政課長

午前中、溝上議員さんの御質問の中で回答を保留しておりました傷害保険のことについて、若干補足説明をさせていただきます。

まず、婚活サポーターにつきましては、ボランティアということで保険を掛けさせていただいております。あとさまざまな関係機関がございますが、まず概要といたしましては、非常勤地方公務員に係る保障制度というのがございまして、条例で1節の報酬から出している分、駐在員さんであるとか、もちろん議員さん方も含まれますけれども、そういった方々につきましては、非常勤の地方公務員に関する保障制度ということでの保障を全般的にかけているということで御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○溝口 誠議員

予算書の60ページ、説明書の1ページでございますけども、このがばいよかとか発信事業は、今まで町のホームページのリニューアルと、それからまたPRの映像も制作いたしましてPRをしてきまして、今回新規事業ということでこのような事業がなされております。町をイメージするポスターは、どのような催しでこれを利用されるのか、また先ほど言いました最初にホームページとかPR映像等はつくって、その上

に足らなかったからこれをつくるわけでしょうけども、PRの仕方がこれでいいのか、不足だったからこれをされたと思いますけれども、それから関連性というんですか、そこら辺をお願いします。

○本山隆也総務課長

ポスターにつきましては、町内外に町の各課から活動事業に行動を移すときに、そこら辺で町をイメージしてもらえそうなポスターができればいいと思っているところがございます。全体的ながばいよかとか発信事業のイメージとしては、今後31年春道の駅完成、また産業創生課さんが一生懸命やっている白石町特産品のPR、6次産品のPR、そういったものをどんどん発信していくためのがばいよかとか発信事業でありまして、今後そういったことを想定、イメージしながら、このポスターあるいはこの事業も進めてさせていければと思っているところがございます。

以上であります。

○片渕栄二郎議長

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようでございますので、ページ数65ページの税務総務費から73ページの監査員費まで、ただし69ページと70ページの戸籍住民基本台帳費は除きます。

○大串武次議員

条例の制定のときに申し上げるべきだったかと思えますけど、ページ数65ページの犯罪被害者等支援見舞金の40万円の予算計上でございますけど、30万円と10万円を区別してございますけど、当初条例のときの説明では、差は考えていないということでもございましたけど、死亡については私は異存はございませんけど、傷害については、重症なり軽症、中ほどというふうないろいろなことが考えられると思います。それで、これについての一定金額というのはどうかなというふうな気持ちでいるわけですが、その辺について詳しく説明ができればお願い申し上げます。

○本山隆也総務課長

この犯罪被害者見舞金40万円でございます。内訳といたしましては、亡くなられた方の遺族に対する見舞金として30万円、それから本人さんが心身に障がい、傷つけられたことによる見舞金として本人様へ10万円、この1回分を計上しているところがございます。この金額については、県内及び全国ほぼこの金額で予算措置されているところありまして、当座の遺族の方への先ほど例規のところでも申し上げましたけれども、当座の一月分をしのぐ見舞金として、他市町全国的に30万円という妥当な金額、それは少ないかもわかりませんが、計上ということでそろえているところがございます。また、傷害見舞金についても、経済的な負担を軽減していくということで、心身を傷つけられた本人様への見舞金として10万円、これも統一的な内容でこのような金額で大変少ない額ではございますけれども、そういう金額で予算措置をお願いする

ところであります。
以上でございます。

○大串武次議員

説明を聞いておりますとそうですけど、重症であれ軽傷であれ10万円というのは、一定金額だということですね。

○片渕栄二郎議長

大串武次議員に申し上げます。
今65ページの犯罪被害者等支援金見舞金の40万円についてはもう既に終わっておりますので。

○大串武次議員

わかりました。

○片渕栄二郎議長

質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようでございますので。

○溝上良夫議員

予算書67ページ、ファイナンシャルプランナー委託料に関して実績が上がっております。今後この事業がいつまで続くものであるのか、それと関連してまずファイナンシャルプランナーの委託料に関しての実績報告というか、来年度の予算ですからどういふふうな実績を見込んでおるのか、そこら辺をお伺いします。

○川崎 直 直収納対策専門監

ファイナンシャルプランナー委託料の来年度の実績の見込みということで御質問かと思います。

この事業につきましては、平成26年度より開始し、3年目を迎えたところでございます。今年度の実績といたしましては、2月までで延べ33名の方に相談の通知を行い、16名の方が相談を受けられております。今年度の相談によりまして、分納に至ったケースが2件で、総額が38万300円となっております。しかしながら、今までの相談の実績に伴いまして、分納が続いており、滞納額の解消につながったケースもございません。また、提案を受け入れられ、過払い金の支払いなどを受けられて、生活の再建につながったという例もございまして、来年の見込み額は今のところ幾らということは見込んでおりませんが、滞納者の生活再建につながればと思ひ、来年度も事業をお願いしたいと思っております。

以上です。

○溝上良夫議員

この事業で滞納が少なくなっているという事実もありますんで、このプランナーを利用して活用してもらいたいですけども、あと関連はしないんですけども、68ページ、県滞納整備推進機構の負担金、この部分に関しては、滞納の処分に関して、県の援助というか相談を受ける負担金でしょうけども、これの見込みです、それがわかればお願いをいたします。見込みというか、これの利用です、どういう形で今後利用していくのか。

○川崎 直収納対策専門監

機構につきましては、平成21年度より機構の体制が整っております。3年間で1期といたしまして、28年度で8年目になっており、来年度が3期目の最後であります9年目となっております。白石町はそのうち平成25年、平成28年の2箇年を除く6箇年職員を派遣し、徴収職員の育成をお願いしたところではございます。今回の40万円でございますけれども、参加市町が県の事業費のほぼ80%を負担することとなっております。参加市町で40万円ずつの負担金の金額としての指示を受けております。今後につきましても、徴収職員の育成という面で、この機構につきましては非常にうちのほうにも利点がございますので、今後につきましてもお願いをしていきたいと思っております。

以上です。

○溝上良夫議員

最後に、今まで延べ何人がこれに出向されたのでしょうか。

○川崎 直収納対策専門監

今まで何名かということではございますけれども、平成27年まで今年度までで8年間でございますけれども、うち2年間職員を派遣いたしておりませんので、6名の方を今まで職員を派遣いたしてあります。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○片渕 彰議員

ページ67ページ、1節の報酬として固定資産評価委員の報酬と、13節委託料固定資産評価支援業務の委託料、この評価委員さんはわかっておりますが、この委託料です、その辺の説明をお願いしたいと思いますが、それと何件ぐらいあったものか、固定資産の評価をするためのその辺をお聞かせください。

○木下信博税務課長

67ページの委託料の固定資産土地評価支援業務委託料の1,400万円の件だと思いま

す。

固定資産の土地評価支援業務につきましては、平成27年度から29年度までの3箇年事業ということで、平成30年度が評価替えが3年間ということで、平成30年度が次回の評価替えでございますけど、この評価替えのほうから路線価方式のほうの土地評価のほうの手法ということで切りかえをするための今準備作業ということで行っているところでございます。

内容的なものは、まずこの路線価に至ったということの理由でございますけど、佐賀県内においては、本町と上峰を除いた18市町のほうが路線価の方式というのを導入されているということから、他市町との均衡を図るという意味で路線価の導入を今検討をしているところでございます。平成29年度につきましては、1,400万円の予算を計上しておりまして、本年度の内容といたしましては、まず路線価格の算定等を行うための調整業務、それと路線価算定表の作成、公開用資料の作成、電算移行データ作成として、土地評価支援システム導入というところで一応業務のほうを終了いたしまして、路線価のほうの決定をいたしまして、平成30年度の土地の分から新しい評価の手法による評価額の算定ということとなることの今スケジュールで進んでいるところでございます。

○片渕 彰議員

路線価については、白石、福富は、こういう路線価でそういう認識でいいですか。例えば道路の路線価も加わっての評価というところであるかどうかです、お尋ねですが。

○木下信博税務課長

一応平成30年度の路線価につきましては、今現在その他の評価方法ということで行っておりますけど、一応比較的宅地とか道路沿いの宅地が多いところにつきましては、今回のこの路線価方式を導入、あとの密集していないところにつきましては、今まで同様のその他の評価方法という2通りを使いまして、土地の評価ということを決めたいということで進めております。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○草場祥則議員

73ページ、監査員費で報酬と旅費です、費用弁償特別旅費とかとありますけど、この説明をお願いします。

○片渕栄二郎議長

そのまま暫時休憩いたします。

13時34分 休憩

13時35分 再開

○片渕栄二郎議長

再開いたします。

○吉岡正博監査委員事務局長

監査員の費用弁償についてです。

日額1,600円を出席費用弁償として支給をしております。（「特別旅費の説明をお願いします」と呼ぶ者あり）特別旅費ですね。

特別旅費につきましては、監査員2人が年1回視察研修に行きますので、その旅費でございます。計算の根拠は、今回は広島往復で計算をしております。

○片渕栄二郎議長

ほかに。

○西山清則議員

72ページですけれども、統計総務費ですけれども、前年度に比べて大幅な増になっておりますけど、その根拠説明をお願いします。

○本山隆也総務課長

統計総務費に関する御質問でございます。

統計総務費につきましては、職員の産休によります非常勤代替職員ということで、賃金として予算を計上させていただいているところであります。その分の職員は産休でおりませんけれども、賃金が増加ということで、そこに非常勤職員を充てまして、その分の賃金増によるところであります。

以上であります。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようでございますので、ページ数145ページの常備消防費から148ページの防災費の負担金補助金及び交付金まで及び179ページの公債費の元金から最後の188ページまで。

○川崎一平議員

148ページ、13節の委託料ですけれども、防災行政無線補修点検委託料とありますが、この機材というのは、我々議員のところとかその他町内約200箇所ぐらい配布されている機材のことでしょうか、まずお願いします。

○本山隆也総務課長

済みません、皆様に設置してある戸別の分、それから本体を含む全ての保守の点検

分であります。

○川崎一平議員

これは去年も計上されている予算ですよ。

それともう一点、私が知る限りでは、うちの家に来た点検をされにきたりとかが記憶にないんですけども、ほかの議員の方もいらっしゃるんですけども、うちだけ来られていないのか、ほかの議員さんのところにも来られていないのか、どういった点検をなされているのか。端末機の点検をしなくて保守点検というのもどうかなと思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

○本山隆也総務課長

主に本機の部分になるかと思えますけれども、戸別端末部分については不具合等が大変御迷惑をかけているにもかかわらず、なかなか姿が見えないというところがございますけれども、主に本機ということをお願いしたいところであります。

○川崎一平議員

ということは、発信をする送信の分の点検であって、受信の分の点検は入っていないということですか。

○本山隆也総務課長

大変点検の数的には申しわけないんですけども、不具合があった場合に行って、そこで点検はしておりますけれども、通常の何も無い場合は確かに本機が主なところで、通常稼働している部分については薄い部分がございます。

以上であります。

○吉岡英允議員

ページ数145ページをお願いいたします。

145ページの非常備消防費の中の1節の報酬の件でございます。

消防団員報酬というように2,443万9,000円計上されています。その点と、あと次のページの146ページの8節の旅費で費用弁償というふうなことで1,173万円計上されています。それと、19節の負担金補助及び交付金というように2,354万円計上されています。我が町の書房団員は1,200人ほどいますので、個別に割れば少ない金額かも知れませんが、具体的にその積算根拠と申しますか、根拠をお知らせ願います。

○本山隆也総務課長

非常備消防、つまり消防団員でございます、消防団員の報酬以下の御質問でございます。

消防団員の報酬額につきましては、条例に基づきまして、この金額と申しますか団長以下部員まで決定しているところでございます。この2,443万9,000円の部分でござ

います。

費用弁償につきましては、これは単価1,000円でございます。これにつきましては、消防の火災による出動と点検、活動につきまして、延べ8,376という実績に基づきまず数字を割り出しまして、この数字による予算をお願いしているところでございます。訓練を3,354、それから出動を8,376、積算いたしまして1,173万円の予算計上としていただいております。

退職報償金につきましては、共済組合等の絡みもございまして、予定されるところを予算計上して、この金額をお願いするところでございます。

以上でございます。

○吉岡英允議員

そうしたら、再度またお聞きしますけれども、旅費の費用弁償の件ですけれども、今上げられた数字は時間ですか、八千何ぼとか言ような、それをもう一回何の数字やったかということと、報償金の掛金ですけれども、具体的に申しますと、1人が幾らの掛金というようなことで、団長以下ずっとこれも掛金が違うとか、平団員と団長と指揮命令系と。一律に退職金の掛金は1人幾らで幾らと、わかりやすい数字を述べていただきたいと思っております。

○本山隆也総務課長

最初の御質問の費用弁償の件でございます。

これは、1日と申しますか1回と申しますか、時間とかそういうものではございませんので、1日1,000円、2日出動いただければ2,000円ということで御理解お願いしたいところでございます。各種訓練それから火災等による出動、これに関する延べ人数が訓練を3,354、それから火災等の出動を8,376、積算根拠としたところの単価1,000円によります予算措置をさせていただいております。詳しい退職報償金の数字につきましては、今詳しい部分がございませんので、後もってまた御説明お願いできればと思います。

以上であります。

○前田弘次郎議員

予算書の148ページ、先ほどの川崎議員のところですけど、防災行政保守点検の委託料ですけど、これは親元を1回なのか、年に何回かしてこの123万8,000円なのか。1回で123万8,000円かかっているのか、それとも回数が何回かあったのかお聞きします。

○本山隆也総務課長

この数字につきましては、予算措置でございます。年間を通じた保守点検委託料ということで、年間分の金額でございます。

○前田弘次郎議員

年間で123万8,000円ということですが、これは1回で来るのか、保守点検ですの
で毎月ということはずないと思うんです。その辺は回数を決めてこの金額が出てい
るのかお願いします。

○本山隆也総務課長

年間1回なのか毎月なのかと申しますのは、また後もってお知らせ願えればと、済
みません、お願いします。

○片渕栄二郎議長

ほかに。

○西山清則議員

181ページですが、昨年は256名で、今年度は240名と4名ふえておりますけれ
ども、職員の目標を減らす年数と、何年までに何人ぐらいという目標があったらわか
りやすいです。以前からすれば先に延びたんですけれども、目標達成できるのかお伺
いしたいと思います。

○本山隆也総務課長

議員おっしゃられます適正な定員というところでございます。

前の答弁をさせていただきましたとおり、現在退職者に対して増員したところで職
員の配置を決定したところでございます。この255名という数字をいただきまして、
現在人口問題プロジェクト等で課長それから係長等を主体といたしまして、この適正
人員につきまして、年間を通して検討しているところでございます。そこの感触とい
たしましては、急激な人員減による業務の支障というよりも、なだらかな減によりま
して、255名とう近隣の市町を参考にいたしました数字を掲げたものの、ややなだら
かなラインによる減によりまして、そこの到達年度を少し考えてはどうかというところ
の現在の状況でございますので、すぐさま数字に向かっていくというよりも、ちょ
っとお時間をいただきたい適正な定員で業務に当たりたいということが現在の感触
であります。

以上であります。

○大串武次議員

予算書の145ページの1 日常備消防費が前年度からしますと234万1,000円増額にな
っておりますけど、この内容説明をお願いいたします。

○本山隆也総務課長

御質問、145ページ、常備消防費でございます。

これは、全て杵藤広域圏消防費負担金、備考の説明の欄に書かせていただいております
けれども、ここの全て負担金が一発でこの数字となっているところでございます。
この数字に関しましては、交付金の算定率、それから白石町の広域圏における人口の

比率、それからさまざまな活動の状況により算定されるところでありまして、今議員おっしゃられますそこら辺の要因で234万円の増額が見込められたところですよ。杵藤広域の運営によります効率化と経費が増によるところの増額ということで御理解をお願いしたいところでございます。

○大串武次議員

今の説明を聞いておりますと、人口問題とかもろもろあるようでございますけど、人口が逆に減少ぎみです、そういうふうなことから考えれば、この負担金ですから、逆に減るんじゃないかというふうに考えるわけですけど、主な要因として、ふえた理由が具体的にわかればお願いしたいと思います。

○井崎直樹企画財政課長

私のほうから御説明いたします。

広域圏の消防を設立するに当たりまして、費用算定につきましては、交付税の消費税というのがございます。この額についてこれを出し合うということで取り決められております。

その中で、今度武雄のほうで消防本部庁舎と武雄消防署の合同庁舎ができておりますが、そういった経費、それから救急車、高規格救急車等も全てその中の運用で賄うということで、確かに人口減等がございますけども、そういう取り決めの中で、各市町村が出し合う、交付税算入分を出し合うということでの費用での算出になっております。

以上でございます。

○本山隆也総務課長

先ほどの前田議員の点検の数でございます。

これは、毎月とかいろいろ申しておりましたけれども、6月に1回のみ点検を行っているところでございます。

以上であります。

○前田弘次郎議員

これは保守点検ですので、1回だけで123万8,000円ということは、これをした結果によって何か修理をせんばいかんといったら、この予算のほかにお金がかかると思うんです。保守点検だけで123万8,000円というのは、本当にこの金額が正しいのか、1回だけというのでは、例えば1日来て点検をして123万8,000円というのは、相当高額な金額だと思うんですけど、その辺の点検の業者をある程度決めてされているのか、複数の業者からしてされているのか、よろしいでしょうか。

○本山隆也総務課長

この点検につきましては、他業者というよりも、設置業者によります屋外ラップが五十数基ございますけれども、それから放送本体等を全て数日間かけて点検するもの

でございます、1年に1回ではございますけれども、機材等をしっかり点検していただくということで、適正な金額ではないかと思っているところでございます。

続きまして、追加答弁でございます。

退職者の掛金でございます。1万9,200円の1,226名分ということで回答させていただきたいと思っております。

以上であります。

○片渕栄二郎議長

ほかに。

○内野さよ子議員

済みません、182ページの給料及び職員手当の増減額の明細というところですけども、これで見ると職員の手当という下の欄ですが、職員数増減に伴う増減分ということで、マイナス695万円とかなり大きい額ですので、人数が二、三人少なくなっているという状況なのかどうかわかりませんが、その点と、それからあかり保育園が今現在指定管理者制度になって以来、正職の方だけになっていると思っておりますが、退職もされる方ももうここ2年ぐらいであると思っておりますが、状況についてどういうふうになっているのかお願いします、あかり保育園です。今正職の方だけでしょう、職員。総務でないですね、済みません、それは総務じゃないかもわかりませんね、あかり保育園のことは。

○本山隆也総務課長

御質問の182ページの(2)給料及び職員手当の増減額の明細の給料の職員手当の下段の右の欄、職員数増減に伴う増減分ということでよろしいでしょうか。そこの三角の695万1,000円でございます。これは、先ほど私は12名採用で7名の退職と申しましたけれども、どうしても退職者の分の給料が大きいもので、その差をしますと、どうしても増員ですけども、金額的、予算的にはこの数字になるということで御理解お願いしたいところではございます。

以上であります。

○片渕栄二郎議長

内野議員、文厚のところをお願いしたいと思います。

ほかに質疑ありませんか。

○吉岡正博監査委員事務局長

先ほどの草場議員の答弁で訂正を申し上げます。

費用弁償を1,600円と答弁いたしました。1,400円で、監査員の費用弁償は誤りでございます、訂正いたします。済みません。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようでございますので、議案第19号の総務部門の質疑を終わります。

以上で本日の議事日程は終了しました。

あすも議案審議となっています。

本日はこれにて散会します。

14時01分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成29年3月13日

白石町議会議長 片 渕 栄二郎

署 名 議 員 内 野 さよ子

署 名 議 員 西 山 清 則

事 務 局 長 吉 岡 正 博